

ウォルフスバーグ声明：
投資信託及び他の集団投資スキーム (Pooled Investment Vehicles)
におけるマネーロンダリング防止ガイドンス

(日本語仮訳)

前文

継続するマネーロンダリングの脅威は、潜在的マネーロンダリングリスクを顧客と取引に関連付けて理解し対処することで最も有効に管理される。ウォルフスバーグ・グループ (注1) は、投資信託及び他の集団投資スキーム (以後、「集団スキーム」(Pooled Vehicles)という) が、マネーロンダリングリスクを管理する助けとして本ガイドンスを作成した。

多くの法域における投資家は、専門的な資産管理、分散投資、及び集団スキームでなければ得られないだろう投資機会を求めて集団スキームに投資する。

集団スキームとは投資信託、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンズ・オブ・ファンズ等を含む概念である。これらの集団スキームは法的形態 (例えば、会社型、信託型、パートナーシップ型、契約型等)、投資対象、組成される法域、服する規制のレベル、勧誘する投資家のタイプ、そして持分やユニットや利益をどのように配分するか等の点で非常に多様である。

集団スキームは非常に多様で、マネーロンダリングリスクのレベルも異なるので、その業務における固有のリスクに対応するために、マネーロンダリング防止 (AML) 方針及び手続を策定すべきである。本ガイドンスの意図は、集団スキームが投資行動として行う高いリスクへの投資を妨げることを意図していない。むしろ、本ガイドンスは異なるレベルのマネーロンダリングリスクを伴う状況を集団スキームが識別し対処する際に検討すべき関連諸問題を提示するものである。また、本ガイドンスはより厳しい法令または規制に優先するものではない。

(注1) ウォルフスバーグ・グループは、以下の主要な国際的金融機関からなる。ABN AMRO、Banco Santander、Bank of Tokyo-Mitsubishi-UFJ、Barclays、Citigroup、Credit Suisse、Deutsche Bank、Goldman Sachs、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBS。

適切な AML プログラムを導入し、その実施を監視することは、集団スキームの経営層（例えば取締役、理事、パートナー）の責任である。本ガイドンスはそのプロセスを助けるだろう。適用される法令によっては、集団スキームあるいは送金代行業者、投資顧問、株式登録機関、銀行、等々の指名された事務代行者（Service Providers、以下「事務代行者」という）（注2）は、セクション 3（原文はセクション 4）の顧客デューディリジェンス（CDD）のプロセスを含む AML プログラムを実行することになる。本ガイドンスは、マネーロンダリングを防止する責任について、集団スキームとこのような事務代行者との関係を詳細に記述したものではないが、少なくとも集団スキームと事務代行者との関係について法令はないが契約がある場合には、集団スキームと事務代行者のそれぞれの役割と責任ははっきりと理解されるべきであり、集団スキームは事務代行者が契約上の責任を実行できることを確認することに相応の注意を払うべきだと考える。

1. マネーロンダリングリスク

上記のような集団スキームの多様性にもかかわらず、本ガイドンスは、全ての集団スキームに一般的に適用されることを想定している。しかし、このように集団スキームが多様であるということは、特定の集団スキームに関連するマネーロンダリングリスクはそれぞれ異なることを意味している。一方、一般化することは困難だが、以下のようないくつかの理由から多くの集団スキームのマネーロンダリングリスクは低いと看做される。

- ・資産そのものは、通常自身の AML 規制に服する他の金融機関から集団スキームに流れ込む（そして、通常集団スキームからの利益は当該金融機関により配分される）。このため、集団投資スキームのマネーロンダリングリスクは低減する。
- ・多くの集団スキームは、投資家以外の第三者からの現金引出や取引を制限するといった、当該集団スキームをマネーロンダリング目的からは魅力的では無いものにする適切な対策と管理体制を持っている。
- ・集団スキームは通常長期投資目的に使用される（最低投資期間が設定され、頻繁な売買や短期投資を魅力の無いものにする、かつまたそのようなことを行わないことを当たり前のものとするような、取引期間や取引金額に応じた手数料体系になっている）。

しかし、集団スキーム業界は巨大であること、投資家は集団スキームへ容易にアクセスできること、またマネーロンダリングを行う者が容易に合法的な投資家のように装うことができること等から、第三者からの察知が極めて困難（時には不可能）な方法で、集

（注2）運営上及び管理上のサービスは、通常、関連会社あるいは関連のない第三者により実施される。今後本ガイドンスでは、特に別記されない限り、集団スキームという言葉は、その事務代行者を含むことにする。

団スキームが犯罪者により、犯罪収益の洗浄に利用されることも有り得る。このようなリスクを軽減する為、集団スキームは本ガイダンスで言及された要因を考慮に入れ、リスクに応じて合理的に策定された AML プログラムをいかに導入するか、検討すべきである。

2. 集団スキームと投資家の関係

集団スキームのマネーロンダリング防止・対策を理解するには、集団スキームの持分を投資家に分配する立場、即ち集団スキームが投資家と取引する際の立場が、大きくは以下に述べる二つのカテゴリーに分類されるということを認識することが重要である。2つのカテゴリーを併せ持つ集団スキームもある。ある特定のケースに用いられる関係は集団スキームの特徴や、持分が発行されあるいは配分される法域等様々な要素によって決まる。

集団スキームと投資家の関係における二つのカテゴリーは以下の通りである：

直接販売関係

このケースでは、集団スキームは投資家の申込みを直接処理し、かつ／また資金を投資家から直接受領し、集団スキームは投資家と直接関係を持つ。集団スキーム、あるいは集団スキームが申込の処理業務及び／または資金の受領を委任した事務代行者が持分の申込を受ける。

間接販売関係

このケースでは、集団スキームは投資家からの申込の処理や資金の受領を直接行わない。持分は銀行やブローカーディーラー、保険会社や保険代理人、投資顧問、ファイナンシャルプランナー、あるいは他の金融機関（本ガイダンスでは以後「販売会社等」(Intermediaries)と記載する）などの販売会社等により、あるいはこれらの販売会社等を通じて配分される。持分は販売会社等により、あるいは販売会社等を通じていわゆる「共同勘定」(omnibus account)（注3）として保有される場合がある。このような状況では、またセクション4（原文はセクション5）で提示された検討すべき課題を前提とす

（注3）「共同勘定」(omnibus account)は、「名義人」(nominee)あるいは house account とも呼ばれ、販売会社等が持分を顧客（即ち投資家）のために取得する時に用いられる。このようなケースでは、持分は通常販売会社等の名義で取得されるが、投資家の為にサブアカウントを販売会社等が集団スキームに作成するケースもある。このようなケースにおいてさえ、販売会社等の顧客は集団スキームの顧客としては扱われないだろう。

れば、集団スキームの顧客は販売会社等である。従って、集団スキームは投資家（投資家が投資家名簿上の持分所有者であるかどうかに関わらず）と直接の関係を一切持たない。

上記のような違いから、本ガイダンスは集団スキームと投資家との関係が、直接販売関係なのか間接販売関係なのかを区別している。一方、AML 基準を導入する際に全ての事例においてリスクに応じたアプローチを考慮すべきではあると考えられる。

3. 顧客のデューデリジェンス

3.1 はじめに

集団スキームの性質が多様であること、及び、上記のようにそれぞれ異なる販売経路を通じて投資家に持分が提供されていることにより、顧客デューデリジェンスには一般的な原則として全ての集団スキームに適用可能な統一的なアプローチというものは存在しない。

一般的な用語においては、顧客デューデリジェンスは通常以下を含む：

- ・投資家及び受益者の本人確認
- ・投資目的の理解（ある特定の商品やサービスの場合にはおそらく自明の理であろうが）
- ・投資家の継続的デューデリジェンス及び取引の精査の実施

上記のように、集団スキーム取引はマネーロンダリングリスクがより低いことから、多くの場合簡略化された顧客デューデリジェンス基準が適用されてもよい。

どのような集団スキームについても、適切な顧客デューデリジェンスのレベルを決定する為、下記の点を考慮すべきである：

- ・投資家リスク

取引する投資家のタイプ。

例えば、信託、基金、あるいは他のプライベートな投資家のような複雑で透明性を欠き、マネーロンダリングリスクがより高い投資家なのか、それとも例えば、金融機関、規制を受ける企業、あるいは公営の企業（市場に公開されている企業あるいは政府系法人を含む。但し、下記のカントリーリスク参照）などのマネーロンダリングのリスクがより低い投資家なのか。投資家の性格からして、退職年金基金が投資家である場合は一般的に簡略化された顧客デューデリジェンスで充分だろう。

- ・カントリーリスク

持分を販売する国の多さ、多様さ。

例えば集団スキームと同じ法域に居住する投資家への直接販売は、多数の異なる国々

あるいは全世界に居住する投資家への直接販売に比べて、一般的に関与するマネーローンダリングのリスクはより低い。

- 条件リスク

集団スキーム自体の性質。

集団スキームによっては、より高いマネーローンダリングリスクを伴う（例えば期間・金額等の制限のない償還を許容しているファンド）。そして、

- 金額リスク

投資金額（最低投資金額によって影響を受ける）及び購入代金の支払方法に関する制限。

例えば比較的小口の投資を扱い、適切な投資家名義で金融機関に開設された口座から集団スキームへの資金移動（及び集団スキームから当該口座への資金移動）を行なっている集団スキームは一般的にマネーローンダリングのリスクはより低い。

直接販売関係においては、集団スキームは投資家に対してリスクに応じた顧客デューデリジェンスを実施すべきである。

間接販売関係においては、集団スキームは、まずセクション 4（原文はセクション 5）で述べる販売会社等に対して行うデューデリジェンスのレベルを検討すべきである。これは、関連法域における規制環境及び AML 方針・手続及び管理体制についての販売会社等の責任を考慮に入れて行われる。投資家に対して行うべき顧客デューデリジェンスのレベル（注 4）（もし必要であれば）は、販売会社等に対して実施されたデューデリジェンス結果に基づいて（同時に現地法令の要請に基づいて）決定すべきである。集団スキームが、投資家に関する顧客デューデリジェンス対策の実施が必要であると考えるにもかかわらず、首尾よくそれを行うことができない場合は、集団スキームはその投資家を受け入れるべきではない。

以下のセクション 3.2、3.3 及び 3.4（原文はセクション 4.2、4.3、及び 4.4）は、投資家と集団スキームとが直接販売関係にある場合、及び投資家と集団スキームとが間接販売関係にあるが、集団スキームが投資家に関して一定の顧客デューデリジェンスを行わなければならない場合について適用される。

(注 4) 本ガイダンスが、集団スキームと投資家の関係が間接的である場合の CDD あるいは「顧客デューデリジェンス」(Customer Due Diligence)について述べるときは、集団スキームが顧客デューデリジェンスを投資家に対して行う場合であっても、それを以って投資家が集団スキームの顧客になるわけではない。投資家は、販売会社等の顧客であるに留まる。

3.2 投資家の本人確認

集団スキーム（あるいはセクション4（原文はセクション5）で述べる販売会社等）は投資家の本人確認のための有効な手段を講じるべきである。集団スキームにより行われる本人確認手続の範囲は投資家、集団スキーム、及び／あるいは特定の取引の性質を反映したリスクに応じたものであるべきである。よりリスクの低い状況では、簡略化された本人確認手続が適用されるだろう。

投資家は、最低限でも適用法令及び規制に従って本人確認がなされるべきである。適切な確認方法は文書あるいは非文書（例えば電子的なデータベースによるふるいわけ）による方法を含み、また、報告機関、公的データベース、あるいは他の信頼できる情報源（例えば税金関係のIDあるいは社会保障番号情報が有効で、投資家のものであるかを確認する）によるクロスチェックを含む。適切な確認方法は、資金が、適切に規制を受けている金融機関に開設された、投資家名義の口座から受領されていることをチェックすることも含む。

確認書類が必要とされる場合、それらは口座開設時点で有効なものであるべきである。

通常集団スキームは、投資家から本人確認に必要な文書（あるいは非文書）全てを口座開設時までに取り得べきである。文書が即座に提供されず、全て揃っていない場合、償還要求があったとしても（適用法令と規制に服して）、集団スキームは償還手続を留保し、必要文書による証拠が受領されない限り、それ以上いかなる取引も行うべきではない。加えて、このようなケースでは、集団スキームは疑わしい取引報告をしかるべき当局に行うことも検討するべきである。

3.3 受益者

集団スキームは受益者の本人確認及び／あるいは追加的デューディリジェンス（セクション3.4参照、原文はセクション4.4）がある投資家について必要かどうかを決定する際に、リスクに応じたアプローチを適用するべきである。

集団スキームは次の場合に、受益者の本人確認を行うべきである。

- ・ 特定の投資環境（投資家、商品、取引等のタイプ）と集団スキームの総合的なリスクに応じたアプローチの手法を考慮に入れた上で、受益者の本人確認を行うことが合理的かつ実行可能な場合。
- ・ 投資家が第三者の為に活動していることが明白である場合。

3.4 追加的デューデリジェンス

投資家に対する追加的デューデリジェンスは一般的に、特定のより高いマネーローンダリングリスクにさらされているような投資家が関与する状況（セクション 3.1（原文はセクション 4.1）で概説された要素に基づき識別される）においてのみ必要とされる。このような状況を識別する際に、集団スキームはカントリーリスクと投資家リスク（注 5）（投資家が「政治的に影響力を有する人物」（注 6）であるような場合を含む）の問題も考慮に入れるべきである。

集団スキームの経営陣は、より高いリスクがあり、追加的デューデリジェンスが必要な投資家の見直しを実施すべきである。

4. 販売会社等

4.1 はじめに

販売会社等の多様性は、集団スキームと投資家との様々な間接販売関係の形態に起因している。集団スキームは常に販売会社等のリスクに応じたデューデリジェンスを行うべきである。

それぞれの集団スキームはこの点に関して自らの方針を定めるべきである。しかし、全てのケースにおいて、この販売会社等のデューデリジェンスに対するリスクに応じたアプローチは、販売会社等が服する規制監督のレベル、販売会社等が本拠を置く国、及び、以下の点についての販売会社等の評判や完全性に焦点を当ててなされるべきである：

- ・販売会社等が、顧客との取引の関連性で十分な AML 規制に服し、このような規制の遵守を監督されているかどうか（本ガイダンスの「規制に服する販売会社等」の基準を満たしているか否か）、
- ・さもなくば、集団スキームが販売会社等の顧客の本人確認を行わないことが合理的と判断できるような、AML 手続を採用している販売会社等であるか否か（例えば販売会社等が十分に規制を受けた法人である場合や、セクション 4.4（原文はセクション 5.4）

（注 5）カントリーリスクと顧客リスクは、「マネーローンダリングリスク管理のためのリスクに応じたアプローチに関するウォルフスバーグ声明」において検討されており（<http://www.wolfsberg-principles.com>を参照）、この声明の中で記述された諸要素は、集団投資スキームが顧客デューデリジェンスプログラムの為のリスクに応じたアプローチを策定する際にも適用可能である。

（注 6）ウォルフスバーグ・グループの「政治的に影響力のある人物(Politically Exposed Persons)に関するFAQ集」を参照（<http://www.wolfsberg-principles.com/faq>）。

で記載された法人である場合）（本ガイダンスの「受け入れ可能な販売会社等」の基準を満たしている販売会社等であるか否か）

集団スキームが服する法令及び規制は、AML 規制を持ち「FATF 基準を有効に導入し、満たしている」（注7）国々と、AML 規制が販売会社等に適用されるべきか否かという点について決定していない国々との違いにしばしば言及する。この指標に言及する一方で、本ガイダンスはこれが採用されるべき唯一の基準であると主張するわけではない。

販売会社等のデューディリジェンスは状況及び事務代行者が関わるか否か（注8）によって、集団スキーム以外の第三者が行う場合がある。

集団スキームと販売会社等の間でなされたいかなる販売についての契約も、一般的には販売会社等に対するデューディリジェンスの結果に影響は与えないが、販売会社等が特定の義務を負う場合は、総合的な顧客デューディリジェンスの役に立つ。

「受け入れ可能な販売会社等」との取引関係構築は、集団スキームの経営層により承認がなされるべきである。状況次第では、集団スキームは全ての販売会社等に対して定期的デューディリジェンスあるいは見直しを行うべきである。

4.2 FATF の基準を満たす国における販売会社等

4.2.1 規制に服する販売会社等（注9）

集団スキームはセクション3（原文はセクション4）で提示された投資家に関する自らの顧客デューディリジェンス対策を行わなくてもよい。集団スキームは「規制に服する販売会社等」の顧客に関する問題を「掘り下げる」ことは求められていない。

このようなケースでは、集団スキームは販売会社等に「共同勘定」(omnibus account)を

（注7）FATF のメンバーでなくても、そのAML 法令及び規制がFATF 基準を満たす場合もあるかも知れない。

（注8）事務代行者が集団スキームの関連会社ではない場合で、集団スキームと事務代行者との関係が契約の性質だけに拠ってる、あるいは集団スキームの所在する法域における法的枠組に拠っているときは、販売会社等に関するデューディリジェンスは集団スキームの責任であるものの、事務代行者に権限委譲が行われ、事務代行者によって行われる場合もあるかもしれない。

（注9）規制に服する販売会社等は本ガイダンスにおいて現地当局の規制監督下にあり、現地のAML 法令を遵守しなければならないものとして理解される必要がある。

開設することを許容する。「共同勘定」は販売会社等の名義で販売会社等の顧客の為に集団スキームと行う全ての取引のために開設され、集団スキームは背後にいる投資家の情報を取得する必要はない。

4.2.2 規制に服していない販売会社等（注 10）

集団スキームにセクション 4.4（原文セクション 5.4）が適用可能だと考えられるのでなければ集団スキームはセクション 3（原文セクション 4）で提示された投資家に関する自らの顧客デューデリジェンス対策を行う必要がある。集団スキームは規制を受けていない販売会社等の顧客に関する問題を「掘り下げる」と同時にリスクに応じた顧客デューデリジェンスを行うことが求められる。

このようなケースでは、集団スキームが投資家の顧客デューデリジェンスを行うことができる完全な投資家リストを販売会社等から受領するという条件付でのみ、登録機関におけるそれぞれの投資家名義の個別口座か、あるいは、販売会社等名義の「共同勘定」（omnibus account）が、開設されるべきである。

4.3 FATF 基準を満たさない国における販売会社等

集団スキームが、合理的に見てセクション 4.4（原文セクション 5.4）が適用可能と結論付けられない場合、問題となる国に十分な AML の枠組が存在しないので、集団スキームは通常、セクション 3（原文セクション 4）で提示された投資家に関するリスクに応じた顧客デューデリジェンス対策を行い、問題を「掘り下げる」必要がある。

集団スキームはそれぞれの投資家名義の個別口座を開設するか、集団スキームが投資家に対して顧客デューデリジェンスを行うことができるような完全な投資家リストを販売会社等から受領するという条件で、販売会社等名義の「共同勘定」（omnibus account）を、開設できるだろう。

4.4 「受け入れ可能な販売会社等」

販売会社等が「受け入れ可能な販売会社等」である場合、集団スキームは投資家に関する自らの顧客デューデリジェンス対策を行うために、問題を「掘り下げる」必要はないと決定することも可能である。

（注 10）規制に服していない販売会社等とは、現地規制機関による AML 問題に関する監督を（十分に）受けておらず、AML 法令あるいは規制に服していない販売会社等である。

このような決定がなされる一つの例として、販売会社等が、親会社が FATF 基準を満たす国に本拠を置いている企業グループのメンバーであり、当該販売会社等がこれらの基準を反映したグループ全体の AML 方針に従い、同方針を採用しているようなケースがある。他の例としては、販売会社等の AML 方針と手続を検証した結果、販売会社等の AML プログラムが十分な規制を受けた販売会社等のものに匹敵すると集団スキームが結論した場合がある。

このような場合全てにおいて、販売会社等を「受け入れ可能な販売会社等」と認定することが引き続き適切であると確認する為、集団スキームは定期的に販売会社等を見なおし、そのデューディリジェンスを適宜に更新するべきである

5. 異常な取引のモニタリング及び、疑わしい活動の報告

モニタリングは AML 手続の不可欠な部分であり、異常なあるいは疑わしい取引の察知・調査を助けることにより AML 方針及び手続を遵守するために実施される。持分のタイプと投資家のタイプに基づき、集団スキームは投資家の取引を「典型的な投資家」の取引と比較することにより監視することを決定するであろう。

集団スキームは、これらのモニタリングを行う責任の実行が、どの程度まで自動化されたシステムや他の手段を用いて支援される必要があるかを決定する。

適用法令により求められる通り、集団スキーム、事務代行者、及び販売会社等は、疑わしい取引をしかるべき現地当局に報告しなければならない。

6. 記録の保存

集団スキームは全ての AML 関連書類の記録を保存するための手続を制定するべきである。書類は取引関係が無くなるか、取引記録が作成されてから最低でも 5 年間保存されなければならない。

7. AML プログラム

集団スキームの経営層は集団スキームの AML プログラムの為に総合的な責任を持ち、従って集団スキームの AML プログラムの構築と定期的な継続的実効性の見直しを承認するべきである。

AML プログラムは本ガイダンスを反映し、また、集団スキームの AML プログラム（注 11）の構築、実施及びモニタリングについて集団スキームの経営層を支え、助言を行うマネーロンダリング報告あるいは防止担当者を盛り込むべきである。

集団スキームの AML プログラムは、最低限でも投資家と接触する従業員及びコンプライアンス要員の為の、マネーロンダリングの防止、本人確認、及び疑わしい取引報告の研修も含むべきである。定期的な（雇用開始時及びそれ以後の定期的な）研修は集団スキーム自らの内部手続と集団スキームがさらされているマネーロンダリングのリスク、また、異常なあるいは疑わしい取引を識別する方法についてのガイダンスをも含むべきである。加えて、従業員は適用される AML 法令及び規制の主要な変更について周知されるべきである。

(注 11) 本ガイダンスのセクション 5 からセクション 7（原文は 6 から 9）で記述された措置の導入は、ある程度まで集団スキームの規模と性質に左右される。多くの集団スキームは従業員を持たず、このようなケースでは AML を行う義務はしばしば関連する事務代行者により引き受けられる。集団スキームとその経営層はこのような問題が適切に対応されることを確認する責任を有するにも関わらず、このような状況ではこれらの必要性は実際には集団スキーム自身には適用されない。僅かな数の従業員を持つのみ集団スキームは、内部にこれらの措置の一部を組み込み、他は関連事務代行者に担当してもらうことが必要である。

（原文は英語版参照のこと）